

掲示期間 3.10-3.19

消防副士長に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月10日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第11号

消防副士長に関する規程の一部を改正する規程

消防副士長に関する規程（平成28年新潟市消防局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「大学卒業程度採用者」を「大学卒業程度試験採用者及び消防実務経験者選考採用者」に、「高校卒業程度採用者」を「高校卒業程度試験採用者」に改め、同項第4号に次のただし書を加える。

ただし、当該期間に係る人事評価の実績がない者については、実施された人事評価における全体評価がいずれも3以上であること。

第3条に次の1項を加える。

- 3 他消防本部の勤務実績を有する場合は、当該消防本部において消防吏員として勤務した実績を加算する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。